

- ◎ 結婚登記の三つの方法：(1) 台湾戸政事務所へ本人が登記しに行く。(2) 代理委任状で代理人に登記してもらう。(3) 各代表処から戸政事務所に転送してもらう。(1)、(2)の場合、必要書類は直接戸政事務所を確認すること。認証してから 30 日以内に戸政事務所にて手続きをする必要がある。(3)の場合は申請から登記まで約 1 ヶ月。必要書類は下記の通り；

日本籍配偶者との結婚手続きについて（本処から転送する場合）

\*當事人(夫妻)必須親自來處辦理。/當事者(夫婦)揃って本処にお越し下さい。

<p>需要填寫資料 (申請書等)</p>	<p>1. 文書證明申請書 2. 駐橫濱分處登記申請書 3. 結婚登記申請書</p>	<p>1. 文書證明申請書 2. 駐橫濱分處登記申請書 3. 結婚登記申請書</p>
<p>需要驗證文件 (認証が必要な書類)</p> <p>横浜の管轄 神奈川県、 静岡県発行の 戸籍謄本</p>	<p>4. 取用中文姓名聲明書(得以中文 原名取用。應使用國語辭典或辭 源、辭海、康熙字典等字。)</p> <p>5. 結婚記載之日本戸籍謄(抄)本正本 1 份+影本 2 份及中文譯本 1 份 (請自行翻譯。)</p> <p>*核發日期 3 個月以內。</p>	<p>4. 中文姓名登録聲明書(本名の漢字が台湾で 使用されている文字であれば、そのまま姓 名として登録可。)</p> <p>5. 結婚記載の日本の戸籍謄(抄)本 原本 1 通+ コピー 2 通と中文翻譯文 1 通 (翻譯したものをお持ち下さい。)</p> <p>*発行から 3 ヶ月以内のもの。</p>
<p>其他 (その他)</p>	<p>6. 台湾戸籍謄本 正本 1 份+正反面 影本 1 份(核發日期 3 個月以內。 記事欄要有記載，不可省略。)</p> <p>*在台湾出生者務必提出。</p> <p>7. 國人需持全姓名印章</p> <p>8. 已親簽之中華民國護照 (請出示正本+A4 大小影本 3 份)</p> <p>9. 日本在留卡 (請出示正本+A4 大小影本 3 份、正反面印在同一面上。)</p> <p>*無在留卡者免附</p> <p>10. 日籍配偶之護照 (請出示正本+A4 大小影本 3 份)</p> <p>*日籍配偶若無護照者請提出有效 駕照正影本。</p> <p>11. 同護照相片尺寸照片 1 張 *請在背面註明姓名。</p>	<p>6. 台湾の戸籍謄本 原本 1 通+両面コピー 1 通 (発行から 3 ヶ月以内で、記事欄の記載があ るもの。)</p> <p>*台湾に戸籍のある方は必ず必要です。</p> <p>7. 台湾の方のみフルネームの印鑑</p> <p>8. 中華民國のパスポート (原本提示+A4 サイズコピー 3 通)</p> <p>9. 在留カード (原本提示+A4 サイズコピー 3 通、表裏が同 一面になるようにコピーして下さい。)</p> <p>*お持ちの方のみ</p> <p>10. 日本のパスポート (原本提示+A4 サイズコピー 3 通)</p> <p>*パスポートが無い場合のみ、有効期間内の 運転免許証でも可。</p> <p>11. 台湾の方のみパスポートサイズ写真 1 枚 *写真裏面に名前を明記して下さい。</p>

以上は参考資料であり、関連法規の改定により予告なしに変更されます。